○国土交通省告示第千三百五十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月二十二日から三十日間国土交通省四国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
四国縦貫自動車道	伊予市双海町上灘矢野戊五四一番二から同市双海町上灘後口山丁二〇七番六まで	前	最大 七〇 最小 三三	三六〇
		後	最大 二〇二 最小 四一	

○気象庁告示第三号

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第三十二条第一項の規定に基づき、次のとおり気象測器の型式について型式証明をしたので、気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）第二十三条第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十一月二十二日

気象庁長官　橋田　俊彦

型式証明番号	気象測器の種類及び型式	型式証明を受けた者の住所	型式証明を受けた者の氏名又は名称	型式証明をした日
第16503号	転倒ます型雨量計の感部ＣＴ－ＫＰ－１	東京都豊島区池袋四丁目２番11号	クリマテック株式会社	平成28年11月11日

○東北地方整備局告示第二百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十二日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　道路の種類及び路線名　一般国道　百十二号

二　占用を制限する区域　山形県山形市大手町一七四番八から同市城北町一丁目二〇五番まで

三　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年十一月二十九日

○関東地方整備局告示第三百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十二日

関東地方整備局長　大西　亘

一　道路の種類及び路線名　一般国道　四号

二　占用を制限する区域　茨城県猿島郡五霞町大字江川字沖ノ内二五七二番二から同町大字幸主字本田五〇六番まで

三　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年十一月二十三日

○関東地方整備局告示第三百三十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十二日

関東地方整備局長　大西　亘

一　道路の種類及び路線名　一般国道　五十二号

二　占用を制限する区域　甲府市富竹一丁目四六二番一から同市上石田一丁目四三〇番三まで

三　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年十一月二十三日

○九州地方整備局告示第百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月二十二日

九州地方整備局長　小平田浩司

一　施行者の名称　長崎県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十三年九州地方整備局告示第百二十四号長崎都市計画道路事業三・四・四百三号吉無田三根線

三　事業施行期間　自平成二十三年七月二十日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十三年九州地方整備局告示第百二十四号及び平成二十四年九州地方整備局告示第百七十号の事業地のうち西彼杵郡長与町吉無田郷字井手口並びに三根郷字千石渕及び字山似田地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし